

《テキスト144頁(2)①～④を決定する必要性(理由)》

(論文式試験では出題されませんが、理解のため一読していただければ十分です。)

	グループ監査 チームの策定	内容	理由	伝達
144頁(2)①	必須	連結上の重要性の基準値(連結財務諸表の重要性の基準値)	連結財務諸表に対して監査意見を形成するグループ監査チームが、連結財務諸表全体に重要な虚偽表示があるかどうかを判断するため	しない
144頁(2)②	任意	連結上の特定勘定の重要性の基準値(連結財務諸表の特定勘定の重要性の基準値)	連結財務諸表においても、特定の勘定残高等が利害関係者の意思決定に重要な影響を及ぼすることがありうるため なお、126頁(2)なお書き、(※4)参照	しない
144頁(2)③	必須	各構成単位の重要性の基準値(連結財務諸表を構成する個別財務諸表の重要性の基準値)	基本的に各構成単位の手続実施上の重要性は、各構成単位の監査人が決定することから、その上限となる各構成単位の重要性の基準値(・重要性の基準値>手続実施上の重要性という関係)を策定し構成単位の監査人に伝達する必要があるため →この金額をもとに構成単位の監査人は各構成単位の手続実施上の重要性を自ら決定し、監査を実施する	する
144頁(2)④	必須	連結上の明らかに僅少とみなせない金額(連結財務諸表において明らかに僅少とみなせない金額) ※【図表4】でいう1百万円に相当する連結上の金額 ※各構成単位の監査人はこの金額以上の未修正の虚偽表示をグループ監査チームに報告する	連結財務諸表に対して監査意見を形成するグループ監査チームは、連結財務諸表全体に重要な虚偽表示があるかどうかを①の重要性の基準値に基づいて判断する必要があるが、そのためには連結財務諸表上集計する虚偽表示の金額を策定し構成単位の監査人に伝達する必要があるため	する
(参考)	必須ではない	各構成単位の手続実施上の重要性 ※意義は126頁の手続実施上の重要性とまったく同じ	各構成単位の重要な虚偽表示リスクや、実証手続の実施対象となる重要性のある取引種類等を定義づけるために設定する なお、通常は各構成単位の監査人が上記の③をもとに決定する	—

《テキスト151頁の補足》

(ポイント)

- ・連結財務諸表上の重要性の基準値と個別財務諸表(構成単位)の重要性の基準値は異なる
- ・各構成単位の個別財務諸表上重要とされた虚偽表示が、連結上も重要であるとは限らない

(前提) いずれも金額単位は百万円とします。

- ・グループ監査チームは重要性を次のとおり設定し、③④について各構成単位の監査人に伝達した。

	金額
144頁(2)①	100
144頁(2)②	設定せず
144頁(2)③	50
144頁(2)④	5

- ・上記の伝達を受けた各構成単位の監査人は手続実施上の重要性を次のとおり設定した。

構成単位	構成単位の重要性(所与)	手続実施上の重要性
S1	50	30
S2	50	10
S3	50	20
S4	50	10

- ・各構成単位の監査人は未修正の虚偽表示を発見したため、次のとおり意見を形成し報告した。

構成単位	未修正の虚偽表示	各財務諸表の意見	報告した虚偽表示
S1	虚偽表示A(35)、虚偽表示B(15)、虚偽表示C(3)	除外事項付意見(・ 発見された未修正の虚偽表示53＞構成単位の重要性の基準値50)	虚偽表示A(35)、虚偽表示B(15)
S2	なし	無限定適正意見	—
S3	虚偽表示D(6)、虚偽表示E(1)	無限定適正意見	虚偽表示D(6)
S4	虚偽表示F(10)、虚偽表示G(4)	無限定適正意見	虚偽表示F(10)

※ 5を超えない虚偽表示は集計されないため、報告しません。

- ・グループ監査チームはP社の財務諸表上30の未修正の虚偽表示を発見したとします。

- ・連結プロセスにおいて、上記の未修正の虚偽表示はいずれも修正されなかったとします。

(結論) グループ監査チームは、グループ財務諸表に対して無限定適正意見を表明します。

- ・グループ財務諸表上の虚偽表示は次のとおり集計されます。

P社の30＋虚偽表示A(35)＋虚偽表示B(15)＋虚偽表示D(6)＋虚偽表示F(10)＝96

- ・これは連結上の重要性の基準値(144頁(2)①)である100を超えないためです。

- ・尚、原因が悪質など質的に重要な要因があれば除外事項付意見となる可能性もあります。